

役場だより

3月号



発行：王滝村役場 経済産業課

Tel：0264-48-2001

fax：0264-48-2172

mail：otaki@vill.otaki.nagano.jp

Hp：http://www.vill.otaki.nagano.jp

村営駐車場の利用者を募集します

令和2年4月1日から一年間の村営駐車場の利用者を募集します。

利用を希望する方は3月30日（月）午前10時から、役場で受付と区画決めを行いますので、印鑑をご持参の上、お集まりください。

《募集場所・区画数》

場 所	区 画 数	使用料金
上島第一駐車場 (おんたけ交通前)	18 区 画	1区画 24,000円/年 (2,000円/月)
上島第三駐車場 (こ う や 前)	5 区 画	
上島第四駐車場 (八 幡 堂 横)	5 区 画	
中 越 駐 車 場 (中越公民館上)	7 区 画	

お問合せ：総務課 財産管理係

令和2年度 王滝村絆助成金事業を募集します

「地域をよくしたい」「こんな活動をしてみたい」など、地域の絆・元気を生み出す事業に絆助成金を活用しませんか。

- 対象団体 村内の行政区、地域的な協働活動を行う団体
- 助成限度額 1団体 50万円以内
- 対象事業 集会施設、道路沿線の環境整備、コミュニティ活動に必要な備品整備など
- 提出期限 令和2年4月15日（水）
- 提出書類 王滝村絆事業計画書（別記様式第2号）

※事業の中に労務ボランティアの要素が必要です。

※採択の決定は4月中、事業実施は5月からの予定です。

お問合せ：総務課 企画係

サポカー補助金の申請受付開始について

～高齢運転者による安全運転サポート車の購入等を補助します～

令和元年度中に満65歳以上となる方を対象に

- ① 対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車（サポカー）
- ② 後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入等を支援します。

① サポカー購入補助

（車検証の使用者による申請）

- 対象： i) 対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ
ii) ペダル踏み間違い急発進抑制装置

	i かつ ii を搭載する車両	i のみを搭載する車両
登録車	10 万円	6 万円
軽自動車	7 万円	3 万円
中古車	4 万円	2 万円

② 後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助

（認定を受けた「後付け装置取扱事業者」による申請）

障害物検知機能付き	4 万円
ペダル踏み間違い急発進抑制装置等	
ペダル踏み間違い急発進抑制装置等	2 万円

- ・ 申請受付開始日：令和2年3月9日（月）
（申請総額が国の予算額を超過次第、募集を終了いたします。）

- ・ お問合せ先：次世代自動車振興センター サポカー普及促進部
TEL03-3527-9618



- ・ サポカー補助金の概要・交付申請書の様式など
（一社）次世代自動車振興センター サポカー補助金に関するホームページ
<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/support-car.html>
- ・ 補助の対象となる車種・グレード等について
国土交通省のホームページ
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000329.html

長野県後期高齢者医療広域連合よりお知らせ

後期高齢者医療保険料が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごと改定されます。令和2・3年度の保険料率は、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、均等割額は40,907円、所得割率は8.43%となりました。

保険料率の改定は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,907円
所得割率	8.43%	8.30%
賦課限度額	640,000円	620,000円



* 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

▶保険料ひとくちメモ

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

均等割額 40,907円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等-33万円)×8.43%	=	一人当たりの 保険料額 (限度額64万円*)
-----------------	---	---------------------------------	---	------------------------------

※ 保険料額の上限となる賦課限度額は、令和元年度は62万円でした。

保険料軽減特例措置の見直しについて

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料軽減特例の段階的な見直しが令和元年度から実施されています。

● 低所得に係る均等割軽減特例の見直し

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等を合計した額が33万円以下の場合で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）に該当する場合は令和2年度から7割軽減、該当しない場合は令和2年度は7.75割軽減、令和3年度は7割軽減が適用となります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円*以下の場合	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合	8割軽減	7割軽減	7割軽減

※市県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により、令和3年度から43万円になります。



お問い合わせ：長野県後期高齢者医療広域連合 (TEL026-229-5320)
役場 福祉健康課 住民係

～「王滝の湯」の営業を休止します～

温泉福利施設「王滝の湯」を長年にわたりご利用をいただきありがとうございました。王滝の湯は、令和元年度まで直営により土・日・祝日の運営を進めてきましたが、このたび諸般の事情により、3月29日（日）をもちまして、営業をやめて休館することとなりました。

お問合せ： 福祉健康課 福祉係 (Tel48-3155) (Tel48-2001)

こどもの福祉医療対象年齢が拡大されます

こどもの福祉医療対象年齢が、令和2年4月1日から0歳～18歳までに変更となります。

これまでどおり、医療機関を受診する際は受給者証と保険証を一緒に窓口へ提示していただき、受給者負担額(500円)のみの支払いとなります。

また、県外で医療機関へ受診する際は、受給者証は使用できませんので、一旦全額負担していただき保健福祉センター又は役場窓口で申請してください。

詳細につきましては、対象者へご案内いたします。

お問合せ先：福祉健康課 福祉係 (Tel48-3155)

「解約保証」のはずが…定期購入トラブルに注意

インターネット通販で、「初回 300 円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったので、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4 カ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4 カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は通常価格 1 万 5 千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分からなかった。

(60 歳代 男性)

=====

<ひとこと助言>

☆ 商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」「初回実質 0 円 (送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。

☆ 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品可否や条件をしっかりと確認しましょう。

☆ 困ったときは、早めに自治体の消費生活センター等にご相談ください。

(消費者ホットライン 188) 情報先：独立行政法人国民生活センター



～「松塩筑木曾老人福祉施設組合通所介護施設」の 貸与先を募集します～

松塩筑木曾老人福祉施設組合の通所介護施設は、直営で運営を行っておりますが、令和3年4月1日からの貸与先を募集します。

〈応募の資格等〉

応募にあたっては、次のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 通所介護施設サービスを行うことができる社会福祉法人・民間法人等。
- ② 貸与期間は、令和3年4月1日から3年間（更新あり）
- ③ 貸与に係る費用、建物は無償貸与ですが事業に係る光熱水費等については事業者負担とする。

〈貸与施設〉次の一施設又は複数施設を貸与します。

「聖」麻績村、「ジョイフル岡田」松本市、
「やまびこ」松本市、「やまがた」山形村、
「そほく」木祖村、「ひなたぼっこ」木曾町

〈募集期間〉

令和2年3月18日から令和2年4月30日まで

〈選考方法〉

令和2年6月2日にプロポーザルによる
選考を行います。

お問合せ：〒399-0704

長野県塩尻市大字広丘郷原 1683 番地 1

松塩筑木曾老人福祉施設組合 事務局

担当 管理課 磯村

TEL 0263-53-5000

FAX 0263-53-5001

URL <https://aoihato.com/>

緩衝帯整備事業を実施しました

森林づくり推進支援金（森林税）を活用しニホンザルやイノシシ等の野生鳥獣が住みにくい環境をつくるために、緩衝帯整備事業を行いました。今年度は崩越地区と田島地区で合計 2.8ha の除伐を実施しました。



（実施前）



（実施後）

春は山火事が一番多い季節です。

たき火やたばこの火の始末には十分注意し山火事を出さないように注意しましょう。特にこれからの時期は山菜採りや釣りなどで山に入る機会も多くなります。携帯用灰皿を持つなどし、たばこのポイ捨てなどしないように注意しましょう。

森林は空気をきれいにしたり、山崩れや洪水を防ぐ大切な山の財産です。森林を火災により失わないよう、みんなで守りましょう。



木を切るときは伐採届を

◆◇◆ 立木を伐採するには、私有地であっても届け出が必要です！ ◆◇◆

自家用薪やきのこ原木用などの立木伐採には、森林法第10条の8の規定により、村への届け出が必要です。

無届け伐採を発見した場合は、直ちに伐採行為を中止して頂き、必要な指導処置をさせて頂きますのでご承知下さい。

違反が認められた場合は30万円以下の罰金に処する事になっています。

届出義務者 ■森林所有者（自分で伐採する場合）

■伐採業者（森林所有者が伐採業者に頼む場合）

届出時期 ■伐採を始める90日から30日前までに役場 経済産業課 林業振興係へ届け出をお願いします。

※1haを超える林地を伐採する場合は林地開発許可制度の適用になり長野県知事の許可が必要になります。

※伐採届は役場経済産業課にあります。

お問合せ：経済産業課 林業振興係

野生鳥獣被害対策を早めに！

今年は雪解けが早いため、早くからサル、イノシシの出没があります。農作業を始めるまえにまずは被害対策をしましょう。

其の一 農作物を守るには電気柵、金網柵などの防除をしましょう。

其の二 サルが出没したら、まず追払いをしてその後、役場にご連絡下さい。

其の三 まわりの方の田畑の作物を取らせないことも大切な事です。

周囲の方と共同して花火等で追払いましょう。

其の四 囲いの外での作付け改善。 食べれる作物があるとエサ場として認識します。

農作物は外から見えないようにするなどの工夫が必要です。

其の五 残飯等を田畑に放置しエサ場とにならないよう注意してください。

◆ ◇ ◆ 農作物の被害が発生した時は、

経済産業課（農業・林業）へお知らせ下さい。 ◆ ◇ ◆

